

総 財 務 第 4 5 号
総 財 公 第 9 4 号
令 和 2 年 5 月 1 5 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長
（財政担当課及び市区町村担当課）
各 指 定 都 市 財 政 担 当 局 長
（以下、都道府県が加入するものに限る）
各 一 部 事 務 組 合 管 理 者
各 広 域 連 合 の 長
青森県新産業都市建設事業団理事長

） 殿

総務省自治財政局財務調査課長
総務省自治財政局公営企業課長

健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について（照会）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき、令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する健全化判断比率及び同法第 22 条第 2 項に規定する資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びに健全化判断比率等に係る算定様式の提出を求めますので、下記により提出願います。

また、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）及び組合（都道府県が加入するものを除く。）（以下「市区町村等」という。）に対してもその旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 健全化判断比率等の提出

1 提出期日

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等を、以下の期日までに提出願います。

なお、都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内市区町村等から提出を受けた健全化判断比率等を取りまとめの上、提出願います。

- ・ 第 1 次提出：令和 2 年 8 月 31 日（月）まで
- ・ 第 2 次提出：令和 2 年 10 月 30 日（金）まで

2 提出様式

(1) 第1次提出

① 都道府県及び指定都市財政担当課

健全化判断比率等を別紙第1号様式(その1)及び別紙第2号様式(その1)により提出願います。

ただし、第1次提出において、法第3条第3項(第22条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)前段の規定による総務大臣への報告を行う場合は、別紙様式ではなく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号。以下「省令」という。)第1号様式(その1)又は省令第15号様式(その1)により報告願います。

② 都道府県市区町村担当課

貴都道府県内の全ての市区町村等に係る健全化判断比率等を別紙第1号様式(その2)及び別紙第2号様式(その2)により提出願います。

ただし、第1次提出において、法第3条第3項前段の規定による都道府県知事への報告を行った市区町村等がある場合は、別紙様式と併せて、省令第1号様式(その2)又は省令第15号様式(その2)により当該市区町村等に係る健全化判断比率等を報告願います。

③ 都道府県が加入する組合及び地方開発事業団の財政担当課

資金不足比率を別紙第2号様式(その1)により提出願います。

ただし、第1次提出において、法第3条第3項前段の規定による総務大臣への報告を行う場合は、別紙様式ではなく、省令第15号様式(その1)により報告願います。

(2) 第2次提出

① 都道府県及び指定都市財政担当課

健全化判断比率等を省令第1号様式(その1)及び省令第15号様式(その1)により報告願います。

② 都道府県市区町村担当課

貴都道府県内の全ての市区町村等に係る健全化判断比率等を省令第1号様式(その2)及び省令第15号様式(その2)により報告願います。

③ 都道府県が加入する組合及び地方開発事業団の財政担当課

資金不足比率を省令第15号様式(その1)により報告願います。

3 提出方法等

(1) 提出方法

① 省令第1号様式及び同第15号様式…メール(エクセルファイル)及び郵送

② 別紙第1号様式及び同第2号様式…メール(エクセルファイル)

(2) 提出先

〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2 合同庁舎 2 号館 総務省自治財政局

- ① 省令第 1 号様式及び別紙第 1 号様式・・・財務調査課
- ② 省令第 15 号様式及び別紙第 2 号様式・・・公営企業課

4 留意点

健全化判断比率等については、法第 3 条第 3 項において、総務大臣に対して速やかに報告することが求められていることを踏まえ、第 2 次提出までに同条同項に基づく報告を行うよう努めてください。

第二 健全化判断比率等に係る算定様式の提出

1 提出を要する算定様式

(1) 都道府県市区町村担当課以外

第 1 次提出及び第 2 次提出における健全化判断比率等の報告等に併せて以下の算定様式（別途送付。）に係る基礎数値を提出願います。

※ 算定様式のシートの削除は行わないでください。

- ① 「健全化判断比率に関する算定様式」
- ② 「資金不足比率に関する算定様式」
- ③ 3 表「実質公債費比率の状況」

(2) 都道府県市区町村担当課

第 1 次提出及び第 2 次提出における健全化判断比率等の報告等に併せて、貴都道府県内市区町村等から提出を受けた基礎数値を、「市区町村データ集計ファイル(健全化判断比率)」、「市区町村データ集計ファイル(資金不足比率)」(別途送付。)により取りまとめの上、提出願います。

ただし、貴都道府県内の市区町村等のうち平成 30 年度決算において早期健全化基準以上となった団体、財政健全化団体及び財政再生団体につきましては、1 (1)①の「健全化判断比率に関する算定様式」も提出願います。

2 提出方法等

(1) 提出方法

第1次提出及び第2次提出における健全化判断比率等の報告に併せて、メール（エクセルファイル）により提出願います。

(2) 提出先

(3) 都道府県市区町村担当課以外

- ① 健全化判断比率に関する算定様式・・・財務調査課
- ② 資金不足比率に関する算定様式・・・公営企業課
- ③ 3表「実質公債費比率の状況」・・・財務調査課

(4) 都道府県市区町村担当課

- ① 市区町村データ集計ファイル（健全化判断比率）・・・財務調査課
- ② 市区町村データ集計ファイル（資金不足比率）・・・公営企業課
- ③ 健全化判断比率に関する算定様式・・・財務調査課

第三 健全化判断比率等の公表

この通知により貴職から提出を受けた健全化判断比率等及び算定様式に係る基礎数値については、総務省において取りまとめの上、公表することとしていますので御承知願います。

第四 その他

新型コロナウイルス感染症対策等で期日までの提出が困難な場合は別途御相談ください。